

はじめに

本書は、主に新人・若手の弁護士に向けて、相続事件への対応の仕方をお示ししたものです。

相続事件は、ごく一般的な弁護士業務ですから、多くの弁護士が、これに対応することになります。しかし、経験の浅い弁護士が取り組もうとすると、依頼者や相手方と話をする際にどのようなことに気をつけなければならないのか、どこでどんな資料を集めればよいのか、また、最終的な解決に向けたプロセスはどのようなものなのか、といった、中堅・ベテランの弁護士にとっては「あたりまえのこと」が判らないために戸惑うことも多いと思われます。

本書では、相続事件における細かな判例・学説の対立等々には踏み込まず、多くの書籍では説明が省かれている、上記「あたりまえのこと」に焦点を当てて、事件処理のイロハをわかりやすく記載しました。相続事件に関する経験が豊富な弁護士たちと、若手弁護士たちとが協力し合い、構想を練り上げて、記載内容を厳選しました。

皆さんが初めて相続事件に取り組むときに、この本を参照いただければ、何とかひとりでも事件処理ができる、そう自信を持っています。ぜひご活用ください。

令和2年9月吉日

執筆者一同

1 基礎知識

- **法定相続人** _____ 14
相続人となるのは誰ですか？
- **遺産の範囲** _____ 16
どのようなものが遺産になりますか？ 遺産はすべて遺産分割の対象になるのですか？
- **法定相続分** _____ 18
法定相続分はどのように定められているのですか？
- **特別受益** _____ 22
特別受益を受けた相続人がいる場合の取扱いについて教えてください。
- **寄与分** _____ 26
寄与分を有する相続人がいる場合の取扱いについて教えてください。
- **遺言** _____ 30
遺言の種類と遺言書の検認手続について教えてください。
- **遺留分** _____ 34
遺留分を有する相続人、その遺留分の割合、また遺留分侵害額請求の方法など、遺留分について教えてください。
- **相続放棄・限定承認** _____ 36
被相続人の死亡から3か月以上経過している事案で、依頼者は相続放棄したいとのことなのですが、認められる場合がありますか？

2 相談・受任

- **準備 ～弁護士が行うべきこと** ————— 44
相続についての法律相談を受ける際、事前に準備しておくべきことはありますか？
- **準備 ～相談者にお願ひすること** ————— 46
初回相談時に相談者に持ってきてもらうべき資料にはどのようなものがありますか？
- **相談時の注意点** ————— 50
相続の相談を受けるにあたり、現場で注意すべきことについて教えてください。
- **弁護士に対する費用** ————— 54
弁護士に対してかかる費用について、相談段階ではどのように伝えたらよいのでしょうか？
- **利益相反** ————— 58
相続の事案を取り扱うにあたって、利益相反の観点からはどのような点に注意すべきでしょうか？
- **受任通知** ————— 64
遺産分割について受任し、まずは協議のために相続人全員に連絡を取りたいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？
- **相続人以外への連絡** ————— 68
相続人本人以外に受任通知を送る必要はありますか？

3 調査

- **確認すべき資料** _____ 72
相続事件の処理にあたって確認すべき資料を教えてください。
- **戸籍の取寄せ方法** _____ 74
戸籍の取寄せ方法について教えてください。
- **不動産の調査方法** _____ 80
被相続人が所有していた不動産の所在や地番などが正確にわからない場合、どのように調査すればよいでしょうか？
- **預貯金の調査方法** _____ 84
通帳や証書、キャッシュカードが見当たらない場合、どのようにして被相続人の預貯金の調査を進めればよいですか？
- **有価証券の調査方法** _____ 86
被相続人は株式を保有していたのですが、その詳細がわかりません。どのようにして調査すればよいでしょうか？
- **債務の調査方法** _____ 88
被相続人に債務があったかどうか、はっきりしません。どのようにして調査すればよいでしょうか？
- **遺言書の調査方法** _____ 90
被相続人が遺言書を遺しているかどうかについては、どのように調査すればよいでしょうか？

4 交渉

- **遺産分割協議の留意点** ————— 94
遺産分割協議の交渉の依頼がありました。どのような点に留意しなければならないでしょうか？
- **相続人本人との交渉** ————— 98
相続人本人と交渉する際には、どういったことに気をつける必要がありますか？
- **相手方が高齢の場合の注意点** ————— 104
相手方本人が高齢である場合に注意することはありますか？
- **相続人が多数の場合の工夫** ————— 106
相続人が多いと手続きが煩雑です。何か対策はないでしょうか？
- **遺言がある場合の交渉** ————— 110
遺言がある場合とない場合とで、交渉のやり方は変わるのでしょうか？
- **相続人以外の者との交渉** ————— 112
遺言執行者や成年後見人が選任されている場合、交渉は可能でしょうか？
- **不利な遺産分割協議書** ————— 114
「遺産分割協議書を取り交わしたが、内容が自分にとって不利だった」との相談を受けました。どう対処すればよいのでしょうか？

5 協議書

■ 遺産分割協議書の作成 _____ 120

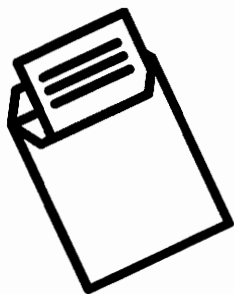
相続人間で遺産分割の話合いがまとまりましたので、遺産分割協議書を作成したいと思います。作成の際の注意点について教えてください。

■ 留保条項 _____ 130

遺産分割協議書の作成後に、相続人が知らなかった財産が新たに見つかりました。どうしたらよいでしょうか？

■ 遺産分割協議書違反 _____ 132

相続人の一人が、遺産分割協議書で定めたとおりの履行をしません。この遺産分割協議を解除する（白紙に戻す）ことはできますか？



6 調 停

- **遺産分割調停のメリット** ————— 136
遺産分割調停を利用するメリットは何ですか？
- **調停申立て時の留意点** ————— 138
遺産分割調停を申し立てる際には、どのようなことに気をつけなければならないのでしょうか？
- **遺産分割調停申立書** ————— 140
遺産分割調停申立書の書式の入手方法、申立ての際の添付資料について教えてください。
- **調停での心構え** ————— 144
調停期日に臨むにあたっての心構えを教えてください。
- **遺産分割調停の流れ** ————— 148
遺産分割調停はどのように進められるのでしょうか？
- **遺産の範囲を確定する際の留意点** ————— 152
遺産の範囲の確定に際し注意すべき点について教えてください。
- **遺産の評価をする際の留意点** ————— 154
遺産の評価にあたって注意すべき点がありますか？
- **特別受益の主張・立証** ————— 158
特別受益の主張・立証を行う場合にはどのような点に注意が必要ですか？

■ **寄与分の主張・立証** ————— 162

寄与分の主張・立証のポイントを教えてください。

■ **分割方法確定時の留意点** ————— 166

遺産の分割方法についての調停の進め方、留意点について教えてください。

■ **調停を不成立にする場合の留意点** ————— 170

遺産分割調停を不成立にするかを判断する上での留意点について教えてください。



7 法改正

- **相続法改正の概要** _____ 174
約 40 年ぶりに相続法が改正されましたが、今回の改正の概要を教えてください。
- **配偶者居住権の創設
(民法 1028 条以下)** _____ 176
今回創設された「配偶者居住権」について教えてください。
- **配偶者短期居住権の創設
(民法 1037 条以下)** _____ 180
今回創設された「配偶者短期居住権」について教えてください。
- **居住用不動産の贈与等の優遇措置
(民法 903 条 4 項)** _____ 184
今回の改正で、被相続人から配偶者に対する自宅の贈与等が特別受益の対象外になったとのことですが、その内容を具体的に教えてください。
- **自筆証書遺言の方式緩和
(民法 968 条 2 項)** _____ 188
今回の改正で、自筆証書遺言の方式が緩和されたとのことですが、遺言全文をパソコンで作成してもよいのですか？
- **自筆証書遺言の保管制度
(遺言書保管法)** _____ 190
遺言書保管制度の対象となる遺言は限定されているのでしょうか？ 保管はどこの法務局でも行ってもらえますか？

■ 預貯金の一部払戻し制度 (民法 909 条の 2) _____ 194

今回の改正で、遺産分割前に被相続人名義の預貯金が一部払戻し可能になりましたが、払戻しの際、家庭裁判所の関与や他の相続人の同意は必要ですか？

■ 遺留分制度の見直し (民法 1046 条 1 項) _____ 198

遺留分に関する権利行使により生じる権利が金銭債権となりましたが、実務上、どのような影響がありますか？

■ 特別の寄与制度の創設 (民法 1050 条) _____ 202

新たに創設された、相続人以外の者の特別の寄与に関する制度について、具体的に教えてください。

■ 遺産処分時の遺産の範囲 (民法 906 条の 2) _____ 206

遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合（いわゆる「用途不明金問題」など）の遺産分割の対象となる遺産の範囲が変更されたとのことですが、その具体的内容を教えてください。

COLUMN

■相続分に関する法律関係あれこれ	19
■非嫡出子の相続分	20
■私って相続人なの？	25
■遺言をする能力	31
■相続放棄の申述申立て後の裁判所からの照会について	37
■弁護士費用は相続人全員が負担するべき？	57
■お悔やみの言葉	64
■相続放棄の申述の期限が迫っている場合の戸籍の収集・提出	75
■戸籍のあれこれ	78
■固定資産評価証明書交付申請書統一様式の注意点	83
■貸金庫がある場合	86
■相続発生後に、被相続人の債務を相続人が返済してしまうと……	89
■交渉時に注意したい「期限」があります	96
■笑顔が大事	103
■持ち回り合意	117
■新年の挨拶	131
■「ないし」は使わないほうがよい言葉！?	133
■調停申立て時のテクニック	139
■遺産分割調停、どこに申し立てる？	143
■調停に代わる審判	147
■話し合いに行き詰まったら……	151
■配偶者居住権	156
■分割された遺産にかかる手続き	169
■「被相続人の意思にかかわらず」配偶者を保護する規定	181
■相続人の資金需要に対応するための改正	197
■「被相続人への貢献を正当に評価しよう！」	203
■結局「処分したモン勝ち」!?	207

1

基礎知識

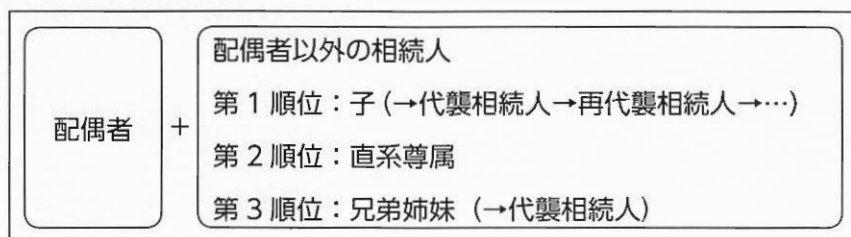
誰もがいつかは経験するのが「相続」です。しかし、被相続人と相続人の関係や、財産の状況などはさまざまですので、個別具体的な対応が求められます。本章では、相続が発生した時に、誰と誰がどのような関係にあり、どのような制度の下に手続きが進んでいくのか、相談や事件対応にあたっての基礎となる知識をまとめました。

法定相続人

相続人となるのは誰ですか？

相続人となる人

相続人となるのは、次の人です。



被相続人の配偶者は、いつでも相続人となります。ただし、内縁関係ではなく、法律上の婚姻をしていることが必要です。

被相続人に子がいた場合には、配偶者のほかに、子も相続人になります。その子が被相続人より先に亡くなっていた場合等でも、その子に子が、つまり被相続人から見て孫がいれば、この孫が代襲相続人として相続人になります。孫も亡くなっていれば、さらにその子（被相続人のひ孫）が代襲相続人となります。このように、直系卑属は何代も代襲相続します。

直系卑属の相続人がいない場合には、直系尊属が相続人となります。直系尊属もすでに死亡している場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹がすでに死亡している場合には、その直系卑属が一代限り、代襲相続人となります（兄弟姉妹の子もすでに死

- ☞ 被相続人の配偶者および子が相続人となる。子がいない場合には直系尊属が、直系尊属もいない場合には兄弟姉妹が相続人となる。
- ☞ 子や兄弟姉妹が死亡している場合にその子（被相続人の孫や甥・姪）がいれば、その子が代襲相続する。
- ☞ 養子も相続人となる。

亡している場合に、その子（兄弟姉妹の孫）は相続人にはなりません。

ちなみに、兄弟姉妹が相続人の場合、その兄弟姉妹に遺留分は発生しません（☞ 34 ページも参照）。相続事件に慣れていないと、「兄弟姉妹の孫は代襲相続人にならない」、「兄弟姉妹には遺留分が発生しない」という2点につき理解が混乱することがありますので、注意しましょう。

養子の相続

養子も、実子と同じく相続人になります。養子は縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得するためです。

養子と実子とで取扱いに基本的に違いはありませんが、養子の代襲相続の場合には、養子縁組の時期に注意が必要です。養子の子について、養子と養親の縁組よりあとに生まれた場合は代襲相続人となりますが、縁組より先に生まれていた場合は代襲相続人とはなりません。これは、養子と養親とが養子縁組をしたとしても、その前に生まれていた養子の子と養親との間には親族関係は生じない（つまり、養子縁組前に生まれていた養子の子は、養親の直系卑属に当たらない）ためです。

なお、民法上の相続人となることができる養子の数に制限はありませんが、相続税の基礎控除額の算定の際に勘案される養子の数には制限がありますので、注意が必要です。

遺産の範囲

どのようなものが遺産になりますか？ 遺産はすべて遺産分割の対象になるのですか？

遺産となるもの

被相続人の財産に属した権利義務のうち、被相続人の一身に専属したものを除く一切のものが遺産となります。一身に専属したものは、たとえば年金受給権などです。

「権利」「義務」ですので、借金などの債務も遺産となります。

遺産分割の対象となる遺産

遺産分割の対象となる遺産は、相続開始時（被相続人の死亡時）と分割時に存在する未分割の財産です。

相続開始時に存在している財産であっても、遺言により帰属が定められている財産は、遺言に従って分割されますので遺産分割の対象にはなりません。

また、通常はすべての遺産について一度に遺産分割をしますが、遺産の一部について先行して遺産分割が行われている場合もあります。このような場合には、先行した遺産分割の対象とされた財産は分割済みですので、あとから行う遺産分割の対象財産にはなりません。

相続開始後に発生した債権債務（遺産である不動産からの賃料収入や葬儀費用・遺産管理費用など）は、相続開始時には存在しないものですので、遺産分割の対象にはならないのが原則です。

- ☞ 被相続人の一身に専属したものを除く一切の権利義務が遺産となる。
- ☞ 遺産には、遺産分割の対象となるもの、ならないもの、ならないが合意によって対象にできるものがある。

□ 遺産分割の対象財産・対象外財産

- 現金、不動産、預貯金債権：対象
- 金銭債権（可分債権）：対象外だが合意により対象とできる
金銭債権（可分債権）は、相続開始と同時に法定相続分で当然分割されます。被相続人の存命中に発生していた不動産賃料請求権や配当金請求権は、可分債権ですので当然分割となります。もっとも、当然分割ゆえに遺産分割の対象外の財産であっても、相続人間の合意により遺産分割の対象とすることは可能です。
- 金銭債務（可分債務）：
対象外。債権者に対抗できないが合意により対象とすることがある
金銭債務（可分債務）は、原則として遺産分割の対象となりません。相続開始と同時に、法定相続分で当然に分割されます。もっとも、実際には、相続人間の合意により遺産分割の対象とすることも多くあります（ただし、債権者には法定相続分と異なる内容の分割を対抗できません）。また、債権者の同意が得られる場合には、免責的債務引受をして、遺産分割により債務を引き継いだ相続人が弁済をすることもあり得ます。
- 相続発生後の費用（葬儀費用、遺産管理費用等）：
そもそも遺産ではないため対象外だが、合意により対象とすることがある
葬儀費用や、相続開始後に発生した不動産の固定資産税などについて、特定の相続人が負担した場合には、他の相続人の合意があれば、遺産分割の中で負担を調整していくことは可能です。

法定相続分

法定相続分はどのように定められているのですか？

法定相続分

現行法では、法定相続分は、次のように定められています（昭和55年の相続法改正以降の相続分となります）。

【相続人の組合せと法定相続分】

- 配偶者と子 : 配偶者 1/2・子 1/2
- 配偶者と直系尊属 : 配偶者 2/3・直系尊属 1/3
- 配偶者と兄弟姉妹 : 配偶者 3/4・兄弟姉妹 1/4



同順位の相続人間の割合

同順位の相続人が複数いる場合には、それぞれの相続分は等しくなります。

たとえば、配偶者と、2人の兄弟が相続人の場合には、兄弟については兄弟姉妹の相続分 1/4 を2人で均等に分けることとなります。つまり、兄弟の相続分は、各 1/8 (= 1/4 ÷ 2) です。

☞ 相続人の組合せにより、次のように定められている。

配偶者と子が相続	配偶者 1/2・子 1/2
配偶者と直系尊属が相続	配偶者 2/3・直系尊属 1/3
配偶者と兄弟姉妹が相続	配偶者 3/4・兄弟姉妹 1/4

相続分に関する法律関係あれこれ

【相続に関する法律関係の適用】

現在の相続法は、明治 31 年に施行されました。その後、昭和 17 年、昭和 22 年、昭和 37 年、昭和 55 年、平成 11 年、平成 25 年、平成 30 年に改正がなされています。

相続に関する法律関係は、相続発生（被相続人死亡）時に施行されていた法律に則って規律されます。近時に発生した相続について遺産分割をしようとしたところ、その先代の相続について遺産分割がなされないままであることが判明したというご相談も多くありますが、この場合、先代の相続発生時の法律に基づいて先代の遺産分割を行い、これを勘案して、近時発生した相続についての遺産分割を行います。

【昭和 55 年以前に発生した相続の相続分】

相続分については、昭和 55 年に大きな改正がなされています（昭和 56 年 1 月 1 日施行）。昭和 23 年 1 月 1 日から昭和 55 年 12 月 31 日までに発生した相続の相続分は次のとおりですので、注意が必要です。

配偶者と子が相続	配偶者 1/3・子 2/3
配偶者と直系尊属が相続	配偶者 1/2・直系尊属 1/2
配偶者と兄弟姉妹が相続	配偶者 2/3・兄弟姉妹 1/3

半血の兄弟姉妹の相続分

父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（いわゆる異母兄弟・姉妹、異父兄弟・姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の1/2となります。相続人の中に半血の兄弟姉妹がいるとわかっている場合には、事前に \blacksquare を確認しておくといよいでしょう。

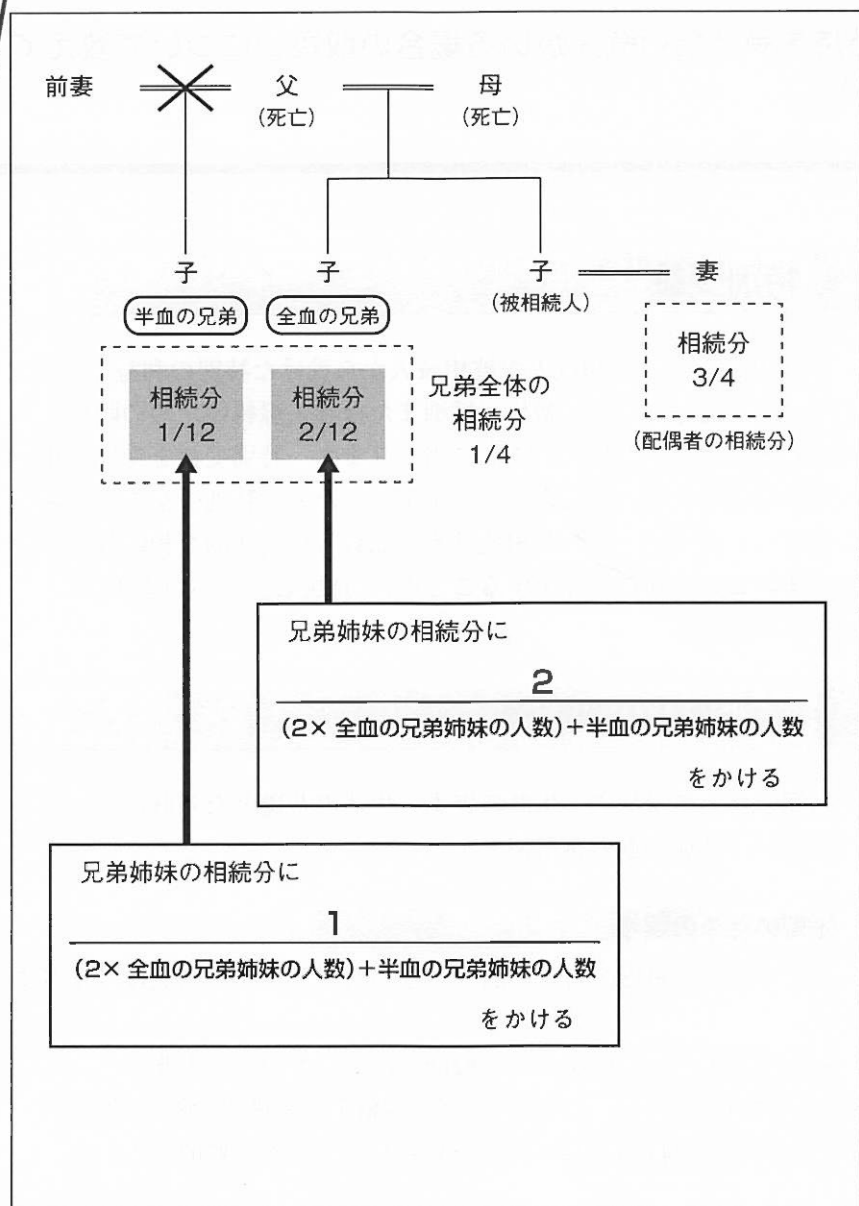
たとえば、3人兄弟の1人が亡くなり、その配偶者と兄弟2人が相続人となったとしましょう。そして、この2人の兄弟のうち1人は異母兄弟であったとします。この場合、相続分は、配偶者が3/4、父母が同じ兄弟が2/12、異母兄弟は1/12となります。

非嫡出子の相続分

かつては、非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の1/2と定められていました（平成25年改正前の民法900条4号ただし書前半部分）。平成25年9月4日にこれを違憲とする最高裁の決定が出され、これを受け同年12月11日にはこの規定を削除する改正が施行されて、現在、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等となっています。

この決定より前に発生した相続については、従前の民法900条4号が適用されるのが原則です。しかし、決定が「遅くとも平成13年7月当時には憲法違反だった」としたため、平成13年7月1日以降に発生した相続であれば、この決定が出た時点で確定的なものとなった法律関係（すでに遺産分割が終了している等）を除いては、この決定に従って扱われることも考えられます。

□ 半血の兄弟姉妹の相続分の計算式



特別受益

特別受益を受けた相続人がいる場合の取扱いについて教えてください。

特別受益

「特別受益」とは、相続人が被相続人から受けた特別の利益（贈与）をいい、①遺贈、②生前贈与（婚姻または養子縁組のための贈与、生計の資本としての贈与）がこれに当たります。特別受益を受けた相続人がいる場合には、相続人間の公平を図るため、特別受益を「相続分の前渡し」と見て、これを相続財産に加算して具体的な相続分を算定します。このような計算をすることを、「持戻し」といいます。

特別受益の典型例

婚姻のための贈与や、生計の資本（生活の基礎となる財産）としての贈与が、特別受益の典型例です。

婚姻のための贈与

ひとくちに「婚姻のための贈与」といっても、その内訳はさまざまです。

婚姻の持参金や支度金は、一般的には、婚姻のための贈与として特別受益に当たります。これに対して、結納金や結婚式（挙式・披露宴）費用の贈与は、特別受益として認められないのが一般的です。

執筆者紹介

弁護士 大藏 久宣（おおくら ひさのぶ）

中央大学法学部法律学科卒業 平成 16 年 10 月弁護士登録
大藏法律事務所（東京都府中市）

URL <http://www.okura-lawoffice.com/>

執筆担当：第 4 章

弁護士 松村 武（まつむら たけし）

早稲田大学法学部卒業 平成 8 年 4 月弁護士登録
順風法律事務所（東京都立川市）

URL <http://www.junpu.net/>

執筆担当：第 6 章

弁護士 平田 雅也（ひらた まさや）

法政大学法学部法律学科卒業 平成 8 年 4 月弁護士登録
みちひらき法律事務所（東京都町田市）

URL <http://michihiraki-law.com/>

執筆担当：第 5 章

弁護士 大藏 隆子（おおくら たかこ）

慶應義塾大学法学部法律学科卒業 平成 16 年 10 月弁護士登録
大藏法律事務所（東京都府中市）

URL <http://www.okura-lawoffice.com/>

執筆担当：第 3 章

弁護士 湧田 有紀子 (わくた ゆきこ)

中央大学法学部法律学科卒業 平成 16 年 10 月弁護士登録
東京調布法律事務所 (東京都調布市)

URL <https://tokyochofu-law.com/>

執筆担当：第 2 章

弁護士 倉持 雅弘 (くらもち まさひろ)

早稲田大学大学院法務研究科卒業 平成 26 年 12 月弁護士登録
東京桜橋法律事務所 (東京都中央区)

URL <http://tksb.jp/>

執筆担当：第 7 章

弁護士 岩崎 紗矢佳 (いわさき さやか)

早稲田大学大学院法務研究科卒業 平成 26 年 12 月弁護士登録
岡野法律事務所 (東京都立川市)

URL <https://okano-lawfirm.jp/>

執筆担当：第 1 章